

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第3部門第3区分

【発行日】令和1年6月27日(2019.6.27)

【公開番号】特開2017-78163(P2017-78163A)

【公開日】平成29年4月27日(2017.4.27)

【年通号数】公開・登録公報2017-017

【出願番号】特願2016-191948(P2016-191948)

【国際特許分類】

C 09 K 5/06 (2006.01)

F 25 D 3/00 (2006.01)

F 28 D 20/02 (2006.01)

【F I】

C 09 K 5/06 J

C 09 K 5/06 A

C 09 K 5/06 Z

F 25 D 3/00 Z

F 28 D 20/02 D

【手続補正書】

【提出日】令和1年5月22日(2019.5.22)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

水、

結晶性粉末、および

少なくとも1種の無機塩

を含み、

前記結晶性粉末は、1,3-ジエチル尿素であり、

前記1,3-ジエチル尿素は、3重量%以上20重量%以下の濃度を有し、

前記潜熱蓄冷材は、マイナス29.5度以上の凝固開始温度を有する、

潜熱蓄冷材。

【請求項2】

前記1,3-ジエチル尿素は、3.72重量%以上の濃度を有する、

請求項1に記載の潜熱蓄冷材。

【請求項3】

前記少なくとも1種の無機塩が、塩化ナトリウムを含む、

請求項1に記載の潜熱蓄冷材。

【請求項4】

前記少なくとも1種の無機塩が、塩化カリウムを含む、

請求項1に記載の潜熱蓄冷材。

【請求項5】

前記少なくとも1種の無機塩が、塩化ナトリウムおよび塩化アンモニウムである、

請求項1に記載の潜熱蓄冷材。

【請求項6】

前記少なくとも1種の無機塩が、塩化カリウムおよび塩化アンモニウムである、

請求項1に記載の潜熱蓄冷材。

【請求項7】

水、

結晶性粉末、および

少なくとも1種の無機塩

を含み、

前記結晶性粉末は、1,3-ジブチル尿素であり、

前記潜熱蓄冷材は、マイナス29.5度以上の凝固開始温度を有する、

潜熱蓄冷材。

【請求項8】

前記1,3-ジブチル尿素は、0.086重量%以上5.7重量%以下の濃度を有する

、
請求項7に記載の潜熱蓄冷材。

【請求項9】

前記少なくとも1種の無機塩が、塩化ナトリウムを含む、

請求項7に記載の潜熱蓄冷材。

【請求項10】

前記少なくとも1種の無機塩が、塩化カリウムを含む、

請求項7に記載の潜熱蓄冷材。

【請求項11】

前記少なくとも1種の無機塩が、塩化ナトリウムおよび塩化アンモニウムである、

請求項7に記載の潜熱蓄冷材。

【請求項12】

前記少なくとも1種の無機塩が、塩化カリウムおよび塩化アンモニウムである、

請求項7に記載の潜熱蓄冷材。

【手続補正2】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0036

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0036】

結晶性粉末として1,3-ジエチル尿素が含まれる場合、その含有量（総量）は、潜熱蓄冷材全体に対して、3wt%以上20wt%以下が望ましく、3wt%以上15wt%以下がより望ましく、3wt%以上10wt%以下がさらに望ましい。